

和牛は日本の宝

違反者は有罪となりました。



(写真はイメージ)

和牛遺伝資源を国外へ不正に持ち出した者には、懲役1~2年の有罪判決が出されました。

和牛の精液・受精卵を

- ・届け出なく国外へ持ち出すこと
- ・国外への持ち出しの手助けをすることは**違法**であり、厳罰に処せられます。